

県営住宅のありかた検討会設置要綱

(目的)

第1条 公営住宅を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、高齢化・少子化の進行、将来的な人口・世帯数の減少、県民のライフスタイルやニーズも多様化してきている。そこで、県営住宅の立地分布を勘案しつつ、住宅経営の観点を踏まえ、様々な行政課題の中で、将来を見据えた県営住宅関連事業の方向性を示すことを目的として、「県営住宅のありかた検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討会)

第2条 検討会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 検討会は会長を置き、会長は住宅課長があたる。
- 3 検討会は、会長が招集し、主催する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、住宅課副課長（企画・住宅経営担当）がその職務を代行する。
- 5 検討会構成員は、代理の者を出席させることができる。

(検討部会)

第3条 会長は、検討事項に関する検討部会を設置することができる。

- 2 検討部会の構成員（以下、「検討部会構成員」という。）は、検討事項に応じた別表2の職にある者とし、会長は、必要に応じ検討部会構成員を新たに加えることができる。
- 3 検討部会は、会長が招集し、主催する。
- 4 検討部会構成員は、代理の者を出席させることができる。

(検討事項)

第4条 検討会は将来を見据えた県営住宅関連事業の方向性を決定する。

- 2 検討部会は次の事項を検討する。
 - (1) 世帯数や世帯構成の変化、団地・戸数の見直し
 - (2) ストックの有効活用と適切な維持管理のありかた
 - (3) 高齢化・少子化の進展を踏まえた良好なコミュニティづくり
 - (4) 特別会計の健全化
 - (5) その他必要と認められる事項
- 3 会長は、必要に応じ検討会及び検討部会の検討事項について、別表3の関係団体その他に意見等を求めることができる。

(事務局)

第5条 検討会及び検討部会の事務局は埼玉県都市整備部住宅課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月6日から施行する。

別表1 《検討会構成員》

都市整備部 住宅課長 (会長)
企画財政部 計画調整課長
企画財政部 財政課長
企画財政部 行政・デジタル改革課長
総務部 管財課長
福祉部 福祉政策課長
都市整備部 都市整備政策課長
埼玉県住宅供給公社公営住宅部長

別表2 《検討部会構成員・検討事項》

検討部会構成員 (関係担当の主幹(公社については副部長))	第4条第2項の検討事項			
	(1)	(2)	(3)	(4)
企画財政部 計画調整課	○			○
企画財政部 財政課	○	○		○
企画財政部 行政・デジタル改革課	○	○		
総務部 管財課	○	○		
県民生活部 共助社会づくり課			○	
福祉部 福祉政策課			○	
福祉部 社会福祉課	○		○	
福祉部 地域包括ケア課			○	
福祉部 高齢者福祉課			○	
福祉部 少子政策課			○	
都市整備部 都市整備政策課	○			○
都市整備部 住宅課	○	○	○	○
都市整備部 営繕課		○		
都市整備部 設備課		○		
埼玉県住宅供給公社		○	○	

別表3 《関係団体》

埼玉県内市町村 (公営住宅担当課)
独立行政法人都市再生機構
埼玉県住まいづくり協議会
埼玉県住まい安心支援ネットワーク